

---

プロジェクト **税効果会計**  
項目 **本日の審議事項**

---

**これまでの審議事項**

1. 企業会計基準委員会は、2017 年 6 月 6 日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表をした。
  - 企業会計基準公開草案第 60 号『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 59 号（企業会計基準適用指針第 26 号の改正案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（案）」
2. 本公開草案のコメント期間は 2017 年 8 月 7 日までであり、15 通のコメント・レターが寄せられた。
3. これまでの税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び企業会計基準委員会では、公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案の審議を専門委員会において 5 回、企業会計基準委員会において 5 回行った。

**本日の審議事項**

4. 本日の企業会計基準委員会では、以下について公表の承認に関するご審議を頂きたい。
  - (1) 「公表にあたって」（審議事項(1)-2)
  - (2) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（審議事項(1)-3)
  - (3) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（審議事項(1)-4)
  - (4) 連結税効果実務指針及び個別税効果実務指針等からの改正点（審議事項(1)-4 参考資料)
  - (5) 改正「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（審議事項(1)-5)
  - (6) 企業会計基準適用指針第 26 号（改正平成 28 年 3 月 28 日）からの改正点（審議事項(1)-5 参考資料)
  - (7) 「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」（審議事項(1)-6)

(8) 中間税効果実務指針等からの改正点(審議事項(1)-6 参考資料)

このうち、(2) (3) (5) (7)が公表議決の対象となる。

5. なお、公開草案以降の修正事項は、基本的に公開草案の内容を明確化したものであり、公開草案における提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
6. 本公開草案に寄せられた主なコメントとそれらに対する対応の文案は、審議事項(1)-7に記載している。
7. また、第377回企業会計基準委員会(2018年1月25日開催)で聞かれた意見は、審議事項(1)-8に記載している。

以 上